

CS クラブ会則

第1章 総則

- 第1条** 本会はCS クラブと称し、本部を神戸大学工学部情報知能工学科事務室内に置く。
- 第2条** 本会は会員の親睦を図り、科の発展、知識の交換による学術および工業の進歩を促すことを目的とする。
- 第3条** 本会はその目的を達するために本則第6章の定めるところにより支部を設ける。
- 第4条** 本則の実施に必要な細則は役員会の決議によって定める。

第2章 会員

- 第5条** 会員の区分は次の通りとする。
1. 正会員：神戸大学工学部計測工学科、システム工学科、情報知能工学科卒業生または神戸大学大学院工学研究科計測工学専攻、システム工学専攻、情報知能学専攻を修了した者、または神戸大学大学院自然科学研究科前期課程情報知能工学専攻を修了した者、または神戸大学大学院システム情報学研究科を修了した者、およびこれに準ずる者。
 2. 準会員：神戸大学工学部情報知能工学科または神戸大学大学院システム情報学研究科に在籍する者およびこれに準ずる者。
 3. 特別会員：神戸大学工学部計測工学科、システム工学科、情報知能工学科、大学院工学研究科情報知能学専攻に奉職した教職員および神戸大学大学院システム情報学研究科に奉職中または奉職した教職員およびこれに準ずる者。
 4. 名誉会員：本会の特別関係者で役員会の決議を経て推薦された者。

第6条

1. 準会員、特別会員にして正会員の資格があるものは正会員とする。
2. 第5条の各項における「これに準ずる者」については個々に役員会の承認により決定する。
3. 本会は役員会の決議および総会の承認により会員を除名することがある。
4. 正会員は本会活動の維持のために年会費を納入する。

第3章 役員

- 第7条** 役員会は会員中より選出された次の者をもって構成する。
1. 会長：正会員中より役員会の推薦を経て総会において承認された者1名。
 2. 副会長：正会員中より会長が推薦し役員会において承認された者若干名。
 3. 支部長：各支部会において承認された者各1名。
 4. 執行部役員：総務、会計、ニュース担当、KTC 担当などのため、会員中より会長が推薦し役員会において承認された者若干名。
 5. システム情報学研究科長および情報知能工学科長。
 6. 学年幹事：学年幹事が選出されている場合は役員会構成員の資格を有する。学年幹事として、学科卒業生および専攻修了者より各年度別に2名以内を選出することが望ましい。
- 第8条** 役員任期は2年間とする。但し任期中欠員を生じた時は後任者を定める。この場合役員任期は前任の者の残期間とする。

第9条 本会は総会の議を経て顧問若干名を委嘱することができ、顧問は会の重要事項等に対し助言勧告を役員会に行なう。

第10条 本会会員で特に功労のあった者は役員会の決議を経て、総会で承認されたとき、名誉会長とすることができる。

第11条 役員会は本会の過去の会長、副会長の中から特別顧問を委嘱することができ、特別顧問は会の重要事項等に関し役員会に助言する。

第4章 総会

第12条 本会は総会と役員会を開く。

第13条 総会は毎年1回これを開く。但し必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第14条 次の各項については総会の決議および承認を必要とする。

1. 本会則の改正に関すること。
2. 前年度の収支決算。
3. 会費変更
4. その他役員会が必要と認めたこと。

第15条 総会の議事は予め通知した事以外にわたることができない。

第16条 総会の決議および承認は出席会員の過半数をもって決する。

第17条 役員会は必要に応じて開くものとする。

第18条 役員会の決議は出席役員の過半数をもって決する。

第19条 会員は5名以上の同意を得て各会議に議案を提出することができる。

第5章 資産および会計

第20条 本会の財産は会費、寄付金その他諸収入による。

第21条 資産の運営に関しては役員会が責任をもってこれを行なう。

第22条 臨時に費用を必要とする時は役員会の決議を経て徴収することがある。

第23条 本会の会計年度は定期総会より次の定期総会までとする。

第24条 会費額の改訂は役員会で提案発議する。

第6章 支部

第25条

1. 支部はその設置時に定めた地域に在住する会員をもって構成する。
2. ただし支部が設置されていない地域に在住する者は希望によりいずれかの支部に属することができる。
3. 支部には支部長1名、支部幹事若干名を置き、支部長は支部会を招集する。

第26条 支部を設置せんとするときは、支部の名称、代表者および地域を定め役員会の承認を得るものとする。

第27条 支部はその状況を定時本部に報告するものとする。

以上